

選 定 療 養 に つ い て

○ 入院期間が180日を超える入院負担金

厚生労働大臣が定める常態にある患者様を除き、これまでの一部負担金に加え、別途料金が必要になります。
詳しくは窓口にお問い合わせください。

地域一般入院料3 1日につき 1,654円

○ 規定回数を超えたリハビリテーション

リハビリテーションの標準的算定日数を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行ったときは、これまでの一部負担金に加え、次の料金が自己負担になります。
詳しくは窓口にお問い合わせください。

脳血管疾患等リハビリテーション	1単位 2,200円 (標準的算定日数 180日)
運動器リハビリテーション	1単位 2,035円 (標準的算定日数 150日)
呼吸器リハビリテーション	1単位 1,925円 (標準的算定日数 90日)
廃用症候群リハビリテーション	1単位 1,980円 (標準的算定日数 120日)